

農村計画学

2016年11月30日の出席票より

講義内容への質問: 景観と農業

- 景観を守るために農業が衰退しないか。→影響は受けます。衰退する事態になれば景観も廃れます。
- 文化的景観として個人で経営している土地が認められているところはあるか。→(質問者もないだろうと思ってるようですが)ありません。より広域の景観です。
- 条例や法で保護すべき景観が指定されると、それまで生業として成り立っていた農業が、補助などを前提とした少し異なるものになるようにも感じた。→農業を維持するための補助はありますが、景観を維持するための補助はありません。仮にあったとしても、それは農法を維持するための補助です。

講義内容への質問: 景観の美しさ

- 農村景観は賞賛され、都市景観は批判の対象とされやすいのはなぜか。なぜ人は緑を美しいと感じるのでしょうか。→まず、農村景観>都市景観ではありません。後段はべつの質問ですよね。色彩学的には、緑は落ち着きを与える色と言われているようです。
- 都市の景観保全是開発を規制することによるが、農村の景観保全是手入れして土地利用を守っていくことによる、というところが面白かった。→「保全」については、その通りです。なお、景観には「創造」もあります。

講義内容への質問: 景観評価の手続き

- 重要文化的景観はどのような手続きで選定されるのか。どのような基準で選定されているのか。→選定基準を満たしており、認定されたいとの意思決定に基づき、申請し、選考されます。
- 都市と農村は、所管官庁や法体系も異なり統合的に考えられていない印象を持っていたが、景観法では両方の面が扱われていて意外でした。→行政に縦割りは厳然と存在しますが、対象はシームレスだし融合的で、「農村計画学」でいえば、「緑農住(第2回)」や「集落地域整備法(未実施)」も共管の例です。
- 国立マンション訴訟の根本にあったのは住民の景観意識の高まりだが、判決に関しては「地区条例が遡及しない」というだけであったことに違和感を感じた。→本件は、法律や条例が「後付け」だったかどうかということが主論点でしたが、委任条例ではなかったことも論点であったと、私は理解しています。

講義内容への質問: 景観の評価

- 景観は定性的なものと思うが、定量的な評価法はありますか。
→相対的な定量化はありえます。
- 「景観解析」の授業を受けてるのですが、理論の部分ではなく実例の部分が見られて良かった。→景観解析では定量化もするのでしょうか？
- 「景観」をいかにつくるかという論点は面白かった。とくに景観について話し合う際の「美の基準」は難しい話だと思います。
→個人差が大きいものです。

講義内容への質問: 講義日程

- 11/16は「農学リテラシー」期間で、他の通常授業は全部休講でした。
- シラバスに載っていたので、こちらのミスでもありますが、欠席が多かったのはそのためではないかと思います。→講義日程について、農学系教務課からの情報がありませんでした。個別に対処します。